平成２３年（フ）第２１１３号
埼玉県幸手市北１丁目６番39号　アリス幸手第１・205
債務者　鎌倉慎太郎
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４号
さいたま市桜区田島３丁目７番７号
債務者　福留　亜樹
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０８号
岐阜県大垣市横曽根４丁目39番地　フレンドリースクエア201
債務者　川原　英明
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第２１２号
岐阜県揖斐郡大野町大字稲畑68番地８
債務者　平工　貞敏
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１３５７号
東京都昭島市つつじが丘３丁目４番７―408号
債務者　宮本　淳子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月22日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８５０号
静岡市駿河区中島3200番地　ガーデンハウス有賀101号、旧住所静岡市駿河区中田３丁目９番１―311号
債務者　小宮山　祝
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５５号
島根県益田市須子町３番５号高角団地９号棟9111号室
債務者　三浦　義勝
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月22日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第１８号
静岡県浜松市東区有玉台３丁目７番12号
債務者　赤堀　尚子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３５１号
大阪市東淀川区井高野１丁目４番４―605号
債務者　荒木　一夫
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０３号
川崎市川崎区小田１丁目17番９号
債務者　清水小百合
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７７３号
川崎市川崎区出来野６番３号、前住所横浜市鶴見区馬場４丁目27番32号
債務者　山田あけみ
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７７９号
川崎市川崎区小田栄２丁目１番５―1313号
債務者　木村　　愛（旧姓江口）
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８１９号
川崎市多摩区長尾４丁目６番１号　田園ハイツ202
債務者　長尾　重敏
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８２３号
川崎市多摩区宿河原１丁目１番32号　リバーヒルズ202、住民票上の住所川崎市多摩区登戸1771番地
債務者　市東　澄子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８４２号
川崎市川崎区桜本１丁目９番７号　キャピタルストーン303
債務者　神田春子こと　安　　春子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係